

## 板倉町農業者等営農継続支援事業補助金交付要綱

板倉町農業者等営農継続支援事業補助金交付要綱（令和7年板倉町告示第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本町の農業の継続的発展のため、営農設備の整備及び環境負荷の低減に配慮した資材（以下「環境負荷低減資材」）の購入を行う営農意欲のある農業者等に対し、予算の範囲内において板倉町農業者等営農継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、板倉町補助金等の交付に関する規則（平成22年板倉町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 営農設備の整備 農業用機械（以下「機械」という。）の購入及び出荷を目的とした農作物の生産に要する農業用ハウス（以下「ハウス」という）の新設又は被覆資材の張り替えをいう。
- (2) 農業者等 農業を営む者及び農業を営む法人をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業の項目、種目、補助対象経費（消費税を含まない）、補助率等及び申請要件等は、別表のとおりとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する農業者等である者
- (2) 農産物の出荷等による農業収入がある者
- (3) 補助金受領後も引き続き町内で3年以上営農を継続する意思がある者
- (4) 町税等（板倉町税条例（昭和30年板倉町条例第20号）第3条に規定する町税及び板倉町国民健康保険税条例（昭和34年板倉町条例第62号）に規定する国民健

康保険税をいう。)を滞納していない者

(5) 軽自動車税の申告が必要な機械の購入にあつては、その申告が済んでいる者

(6) この事業に類似する国、県等からの補助金の交付を受けていない者又は受ける予定のない者

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、板倉町農業者等営農継続支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る内訳及び支払が確認できる書類の写し

(2) 購入又はハウスの新設、張り替えが確認できる写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、補助金の交付の可否を審査し、交付することを決定したときは、板倉町農業者等営農継続支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、板倉町農業者等営農継続支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けたときは、速やかに板倉町農業者等営農継続支援事業補助金請求書(別記様式第4号)を町長へ提出し、補助金を請求するものとする。

(処分の制限)

第8条 補助対象者は、当該事業により取得した営農設備及び環境負荷低減資材を町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する金額を町に返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該機械の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。ただし、町長が認める場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、板倉町農業者等営農継続支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により補助対象者に通知するものとし、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、板倉町農業者等営農継続支援事業補助金返還通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前の板倉町農業者等営農継続支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示による改正後の板倉町農業者等営農継続支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

項目	種目	補助対象経費	補助率等	申請要件等
営農設備の整備	機械の購入	機械を取り扱う販売店等が販売する新品又は中古品で、栽培目的の作業等に必要機械の購	(1) 10分の3以内 (千円未満切捨て)	(1) 交付申請は支払が完了した日の翌日から

		<p>入費</p> <p>ただし、運搬用トラック、フォークリフト、バックホー、草刈り機及び消耗品等の農業用途以外に供されるような汎用性が高いものは対象外とする。</p>	<p>(2) 上限額 10 万円</p>	<p>起算して 6 か月以内に行うものとする。</p> <p>ただし、令和 8 年 4 月 1 日以後に支払が完了したものに限り。</p> <p>(2) 過去 5 年以内にこ</p>
	<p>ハウスの新設又は被覆資材の張り替え</p>	<p>ハウスの新設に要する経費又はハウスの被覆資材の張り替えに要する経費（被覆資材等の購入費又は張り替え工事費）</p> <p>ただし、農業用廃資材等の撤去及び処分に要する経費は対象外とする。</p>	<p>(1) 10 分の 3 以内（千円未満切捨て）</p> <p>(2) 上限額 10 万円</p>	<p>の要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>ただし、環境負荷低減資材の購入の場合を除く。</p>
<p>環境負荷低減資材の購入</p>	<p>生分解性マルチフィルムの購入</p>	<p>生分解性マルチフィルムの購入費</p> <p>ただし、日本バイオプラスチック協会が定める生分解性プラスチックの登録商品に限る。</p>	<p>(1) 10 分の 3 以内（千円未満切捨て）</p> <p>(2) 上限額 2 万円</p>	<p>交付申請は 1 月から 12 月までに支払が完了したものについて、翌年の 1 月に行うものとする。（1 回限り）</p> <p>ただし、令和 8 年にあつては 4 月から 12 月までに支払が完了したものに限り。</p>